

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公開番号】特開2013-78372(P2013-78372A)

【公開日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【年通号数】公開・登録公報2013-021

【出願番号】特願2011-218518(P2011-218518)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/511 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/494 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 E

A 4 1 B 13/02 K

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月22日(2014.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

透液性のトップシートと、不透液性のバックシートと、前記トップシート及び前記バックシート間に介装された吸収体と、が備わる本体部を有し、

この本体部の少なくとも一方の幅方向外側部に、前後方向に延在する立体ギャザーが備わる吸収性物品であって、

前記立体ギャザーが前記本体部の幅方向外側部に複数設けられ、

各立体ギャザーは、前後方向に延在するギャザーシートを有し、このギャザーシートの起立先端部に前後方向に伸張した状態で固定された弾性伸縮部材が備わり、

前記複数の立体ギャザーとして、

前後方向中央側に位置する起立部と、前後方向両端側に位置する固定部と、前記起立部及び前記固定部間に位置する半起立部とを有する第1立体ギャザーと、

この第1立体ギャザーの幅方向外側に並び、前後方向中央側に位置する起立部と、前後方向両端側に位置する固定部とを有し、前記起立部の前後端部が前記第1立体ギャザー半起立部の側方まで延在する第2立体ギャザーと、が少なくとも備わる、

ことを特徴とする吸収性物品。

ここで前記起立部とは、前記ギャザーシートの起立先端部及び起立中央部が前記本体部側の部材に非固定とされ、前記ギャザーシートの起立基端部が前記本体部側の部材に固定された部位であり、前記半起立部とは、前記ギャザーシートの起立先端部が前記本体部側の部材に非固定とされ、前記ギャザーシートの起立中央部及び起立基端部が前記本体部側の部材に固定された部位であり、前記固定部とは、前記ギャザーシートの起立先端部、起立中央部及び起立基端部が前記本体部側の部材に固定された部位である。

【請求項2】

前記第1立体ギャザーの幅方向外側に隣接して、前後方向中央側に位置する第1半起立部と、この第1半起立部の前後に位置する起立部と、前後方向両端側に位置する固定部と、前記起立部及び前記固定部間に位置する第2半起立部とを有し、前記起立部又は前記第

2 半起立部が前記第1立体ギャザー半起立部の側方に位置する、第3立体ギャザーが備わる、

請求項1記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記ギャザーシートが、前後方向に延在する基端シートと、この基端シート上において前後方向に延在する肌当りシートとを有し、前記基端シートの内側端縁及び前記肌当りシートの内側端縁は連続し、この連続部及び前記肌当りシートの外側端部に前後方向に伸張した状態で固定された弾性伸縮部材がそれぞれ備わり、

前記起立部は、前記基端シートの内側部分及び前記肌当りシートが前記本体部側の部材に非固定とされ、前記基端シートの外側部分が前記本体部側の部材に固定された部位であり、前記半起立部は、前記肌当りシートが前記本体部側の部材に非固定とされ、前記基端シートの内側部分及び外側部分が前記本体部側の部材に固定された部位であり、前記固定部は、前記基端シートの内側部分及び外側部分並びに前記肌当りシートが前記本体部側の部材に固定された部位である、

請求項1又は請求項2記載の吸収性物品。

【請求項4】

前記第1立体ギャザーの幅方向内側における吸収体に、前後方向中央側から前後方向両端側に向かって延在し、かつ前記第1立体ギャザーとの離間距離が広がる凹状又はスリット状の溝部が形成されている、

請求項1～3のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項5】

前記第1立体ギャザーの幅方向外側であって前記第2立体ギャザーの幅方向内側における吸収体に、前後方向両端側から前後方向中央側に向かって延在し、かつ前記第2立体ギャザーとの離間距離が広がる凹状又はスリット状の溝部が形成されている、

請求項1～4のいずれか1項に記載の吸収性物品。